

くらしと

冬

Winter
Vol.91

もくじ

- 2 SNSをめぐる若者によくある消費者トラブル
- 3 くらしの安全情報
- 4 おしらせ

「くらしと」とは？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしと」と名付けられました。

2018年 2月(平成30年)



OSAKA-KANSAI/JAPAN
EXPO2025

World Expo 2025
Candidate

こんな
消費者トラブルに
気をつけて!

株式投資で
大もうけ!

インターネットビジネスで
月々100万円!

オレ、デート商法に
ひっかかったの?

フォロワーは増えた
けど、まったく稼がれ
へんかった...

家族や友だちだけでなく、誰とでもつながることができるSNSは、とても便利ですね。
しかし、使い方によっては思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。若者によくあるSNSをめぐるトラブルについて見ていきましょう!
事例とアドバイスをご紹介します。

消費生活相談員

2ページ参照 →

大阪府消費生活センターから、被害にあわないための最新情報を毎月発信! 登録はこちらから!

メールマガジン 大阪府消費生活センター便り

検索

大阪市消費者センターへの相談事例や最新の注意情報を毎月発信!

エルちゃんのトラブルバイバイ! ニュース

検索

消費者ホットライン…… 188番(いやや!) お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します



SNSをめぐる 若者によくある消費者トラブル



SNSはコミュニケーションや情報交換のツールとして利用されています。しかし、便利な反面、匿名性が高く、SNSで知り合った人に誘われて契約をさせられてしまうなど、トラブルが後を絶ちません！

※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略です。

友だち申請を承認した人にデートに誘われ、株式投資の勧誘をされた

SNSで、知らない異性から友だち申請があり承認した。その後、SNS上で趣味や仕事の話などをして、親しくなった。

何回かやり取りするうちに「会いたい」と誘われカフェで会い、楽しく世間話をするうちに、株式投資の話題になり、投資情報提供サービスの勧誘をされた。「3年間の情報提供料は100万円だが、その情報をもとに株の売買をすれば必ずもうかる」と言われた。最初は「興味がない」と言って断っていたが、長時間にわたって勧誘されるうちに、もうかるかもしれないと思うようになり、契約書にサインをした。

投資情報をもとに株式の売買をしたが利益は出ず、勧誘された相手とも連絡が取れなくなった。



アドバイス

- 見知らぬ人からのSNSでの誘いには注意してください！
- 投資に「必ずもうかる」はありません。言葉巧みに契約を勧められても、きっぱり断りましょう！
- なお、平成29年12月1日から、SNSのメッセージ機能などにより誘い出して行う契約も、訪問販売の一形態であるアポイントメントセールスとして特定商取引法の規制の対象となりました。

「インターネット上に写真を載せるだけで稼ぐことができる」と言われ…

「インターネット上に写真を載せるだけで稼げる」と記載されたウェブサイトの広告を見て申し込んだ。

後日、「Instagramに写真をアップし、フォロワーを増やせば写真が販売できて、簡単に稼ぐことができる」と記載されたPDFファイルが送信されてきた。指定されたウェブサイトに説明を受けるための電話予約をすると、「高い特別コースに入れば、フォロワーを増やし、さらに稼ぐことができる」と言われた。「元は取れる」、「確実に稼げる」と言われ契約したが、写真が売れず稼ぐことができない。

※フォロワーとは、InstagramなどのSNSで投稿者の投稿を見られるように登録した人のことです。

アドバイス

- 「誰でも稼げる」、「大多数の人が収益を上げている」などとウェブサイト等に記載し、都合の良いことだけを強調している事業者には注意が必要です。
- 一度連絡すると、執ように勧誘されたり、支払を迫られたりすることがあります。契約する前に、商品やサービスの内容を書面などでしっかり確認しましょう。



SNSに関連した悪質商法の手口が巧妙化しています。上記の事例以外にも、SNSで知り合った相手から「出会い系サイトに誘導された」、「マルチ商法に勧誘された」といった相談事例もあります。

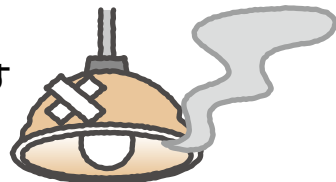
SNSに書き込まれている内容や相手の言うことをうのみにせず、家族や友人など信頼できる人に相談し、慎重に行動してください。

不安や疑問があれば、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



くらしの安全情報

照明器具を長期間使用すると器具内の部品が経年劣化し、破損・発煙・発火することがあります



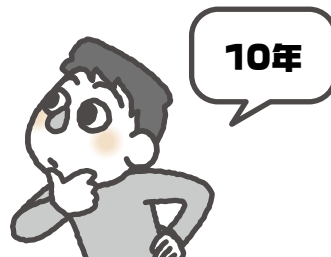
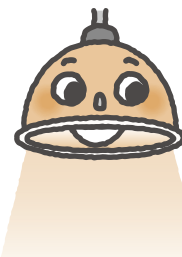
照明器具本体にも寿命があります。

照明器具は経年劣化を起こします。

10年を過ぎると故障率が増えています。

10年未満の製品でも、次のような症状が見られるときには破損・発煙・発火するおそれがあるので使用を中止し、販売店やメーカーに相談し、新しい照明器具への交換などを検討しましょう。

- 照明が点滅したり、急に消えたりする
- 異常な音ができる
- 煙やすぐが出る
- 焦げ臭いにおいがする
- 黒ずんでいるところがある



じゃあLEDランプはどうなの？



「いっそのことLED ランプに替えようかな？」って考えている方、LED ランプに交換すればずっと照明器具が使えると思っていませんか？

確かにLEDランプ自体の寿命は長いのですが、やはり照明器具は劣化します。ずっと使えるわけではありません。

また、既設の照明器具にLEDランプの取付けを考えている方は、照明器具とLEDランプの組合せに注意が必要です。

特にダウンライトや浴室灯、調光機能のある照明器具などのLEDランプは、お使いの照明器具に合わない場合があります。

誤った組合せで使用すると、火災の原因になることがあります。

既設の照明器具にLEDランプを取り付ける際には、必ず販売店やメーカーに相談しましょう。

<参考資料>

- (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE)
「平成28年12月22日付プレスリリース」
- 一般社団法人日本照明工業会ホームページ
「照明器具リニューアルのすすめ」

くらしのトピックス

被害を防ぐため、電話に対策を！



知らない人からの電話は、悪質な電話勧誘や特殊詐欺の可能性がります。

詐欺などにあわないために、番号表示サービスや留守番電話機能を活用し、知らない人からの電話に出ないようにしましょう。

また、迷惑電話をブロックする機能や、通話内容を録音するメッセージを流した上で自動で録音する機能が付いた電話機なども販売されており、このような機器の使用も被害防止に効果的です。

※市町村によっては貸出を行っている場合があります。

問合せ：府青少年・地域安全室治安対策課 06-6944-6483

冬の季節、ふろ場で倒れないために

冬になると入浴中の事故が多く発生します。温度の急激な変化で血圧が大きく上下することが原因で起こる「ヒートショック」が関係しています。

急激な温度変化で体に負担がかかり、脳出血や心筋梗塞を起こしたり、寒い脱衣所から温かいお湯につかることで血管が拡張して、血圧が急激に低下し意識を失い、そのまま溺れてしまうこともあります。

寒い季節は、暖房などを取り入れ、脱衣所や浴室を暖かく保ちましょう。

循環・3Rシンポジウム

テーマ	みんなで考える食品ロス削減 ～食の都・大阪でおいしく食べきろう～		
内容	食品関連事業者(小売業、外食産業)、消費者、行政等の府内の食品ロス削減に関する関係者が一堂に会して、府民みんなで食品ロス削減を考 えるシンポジウムを開催します。ふるってご参加ください。		
基調講演	講演1「食品ロス削減に向けた取組」小笠原 靖(環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長) 講演2「食品ロスの発生実態と削減のために必要な取組」石川 雅紀(神戸大学大学院経済学研究科 教授)		
日時	平成30年2月6日(火) 13時00分～16時15分	パネルディスカッション	
場所	梅田スカイビル タワーウエスト 36F スペース 36 L 【住所】〒531-6023 大阪市北区大淀中 1-1 【電話番号】06-6440-3901	テーマ	「みんなで考える食品ロス削減」
定員	先着100人	コーディネーター	石川 雅紀(神戸大学大学院経済学研究科)
申込み方法	右記ホームページよりお申込みください http://3r-forum.jp/	パネリスト	小笠原 靖(環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室) 斎藤 敬(日本チェーンストア協会関西支部) 加藤 誠久(一般社団法人大阪外食産業協会) 樋口 容子(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部) 吉村 光章(豊中市環境部減量計画課)
主催	環境省 大阪府 3R活動推進フォーラム		
問合せ先	3R活動推進フォーラム 〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8F TEL:03-6908-7311 FAX:03-5638-7164		

【大阪市消費者センター主催】エルちゃんの“わん”デー講座

テーマ	インターネットトラブルに注意 ～サイバー犯罪捜査の現場からお話しします～		
日時	平成30年2月22日(木) 14時00分～16時00分	テーマ	思わぬ住まいのトラブル ～賃貸マンションの入退去時やリフォームの際に気を付けたいこと～
内容	なにげなく見ていたホームページの年齢確認ボタンをクリックした だけで高額な会費を請求されたり、利用した覚えのない有料サイトの利用 料の請求メールや、金融機関を装ったフィッシングメールなどが送られ てきたり、誰でも利用するインターネットやスマートフォンには、さまざま な思わぬトラブルが潜んでいます。 日頃、大阪府警察でサイバー犯罪の捜査を行っている捜査員を講師 としてお招きし、サイバー犯罪被害やインターネットでのトラブルを回避 するために必要なさまざまな知識を身に付けていただけるよう、わかり やすくお話しします。	日時	平成30年3月8日(木) 14時00分～16時00分
講師	大阪府警察 生活安全部サイバー犯罪対策課 捜査員	内容	大阪市消費者センターには、賃貸アパートやマンションの退去時に 思わぬ高額な費用が請求されたなどの相談が多く寄せられます。ま た住宅の改修やリフォーム工事についての相談も少なくありません。 退去時にかかる費用は何かあるのかや、住宅のリフォーム等でよく ある相談など、住まいに関するトラブル事例や対処方法について、住 宅に関する相談を日々受け付けている住宅リフォーム・紛争処理支 援センターより講師をお招きし、わかりやすくお話しします。
場所	阿倍野市民学習センター 講堂 【住所】〒545-0052 阿倍野区阿倍野筋 3-10-1-300 あべのペルタ3階 【電話番号】06-6634-7951 【最寄駅】地下鉄：阿倍野駅・天王寺駅、JR：天王寺駅、近鉄：大阪阿部野橋駅	講師	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 消費者支援部 消費者支援課 課長 石川尚子
締切日	平成30年2月15日(木) ※締切り後も定員に満たない場合は随時受け付けます	場所	総合生涯学習センター 第1研修室 【住所】〒530-0001 北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階 【電話番号】06-6345-5000 【最寄駅】地下鉄：梅田駅・西梅田駅・東梅田駅、 JR：大阪駅・北新地駅・阪神・阪急：梅田駅
対象	大阪市内在住・在勤・在学の方	締切日	平成30年3月1日(木) ※締切り後も定員に満たない場合は随時受け付けます
定員	70人(※申込み多数の場合は抽選)	申込み方法	電話または大阪市電子申請システム
その他	一時保育はありません。	申込み先	大阪市消費者センター TEL:06-6614-7522(土曜日・日曜日・祝日も受付しています) 電子申請：大阪市ホームページから http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/
		持ち物	筆記用具

【大阪市消費者センター主催】地域講座のご案内

テーマ	悪質商法の被害にあわないために など	時間	30分から2時間程度
開催日	年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日 夜間開催も可	定員	原則30人以上(※少人数の場合はご相談ください)
申込み・問い合わせ先	大阪市消費者センター ※ホームページからもお申込みいただけます	その他	会場は大阪市内に限ります。開催希望日の1か月前までに申し込みください。
			TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階	
消費生活相談	☎06-6614-0999 毎日 10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く) ※大阪市内にお住まいの方が対象です。
メール相談	ホームページからメール相談にアクセスしてください。(12月28日～1月3日は除く)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000370871.html



エルちゃん

大阪府消費生活センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階	
消費生活相談	☎06-6616-0888 月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く ※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。
メール相談	府消費生活 電子メール相談 検索
ウェブサイト「消費生活事典」	消費生活事典 検索
消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)	■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人 全国消費生活相談員協会
※お電話をおかけの際は、番号をよくご確認ください。	

